

【幼保連携型認定こども園 みくに幼稚園 自己評価】

※各項目に対して5段階で評価を行い、「評価」の欄には平均値を記入しています。

I 保育内容

	項 目	評価
1 保 育 の 計 画	① 園の教育理念や教育方針を明文化している。 ② 園の教育課程が園の教育理念に基づき、認定こども園教育・保育要領の精神を踏まえて編成されている。 ③ 幼児の生活が豊かになるような行事を、幼児の実態に合わせて精選している。 ④ 園の教育課程は社会状況や教育の実態、地域性などを考慮しながら必要に応じて見直しを行っている。 ⑤ 指導計画の評価を定期的に行い、その結果に基づいて指導計画の見直しを行っている。 ⑥ 個々の行事について、幼児の発達を考えながら実施し、子どもの実態やねらい等について教職員と十分に話し合い、見直しを行っている。	4
2 教 職 員 体 制 の 充 実	① 教職員が園の教育理念や教育方針を理解するための取り組みを行っている。 ② 指導計画が認定こども園教育・保育要領、教育課程、幼児の実態に即したものになっているかを把握し、指導助言ができる体制がある。 ③ 個々の幼児について教職員で話し合う場を定期的かつ必要に応じて持つことができるような体制がある。 ④ 教師間で互いの保育について話し合い評価・反省をして、次の保育に生かすことができるような体制がある。 ⑤ 教師が上級免許、養護教諭・小学校教諭などの多様な免許を取得する機会を確保したり、キャリアアップの研修を受ける機会を確保するよう努めている。	4
3 教 育 環 境 の 構 成	① 乳幼児が安全で心地よく過ごすことができる環境を整えている。 ② 乳幼児がそれぞれの興味や関心、能力に応じて、全身を使って活動することができる環境を整えている。 ③ 乳幼児が様々な活動や体験をするのに適切な環境を整えている。 ④ 乳幼児が身近な自然や社会を関わるように配慮している。 ⑤ 乳幼児が言葉で伝えたいような体験を持つことができる環境を整え、伝え合う喜びを味わったり、言葉に対する感覚が養われたりするように配慮している。 ⑥ 乳幼児の生活の中で、美しいものや心を動かす出来事に触れられるような環境を工夫している。 ⑦ 乳幼児が様々な表現を楽しみ、表現する意欲を十分に発揮させることができるような環境を整えている。	4
4 研 修 や 研 究	① 園内研修などを企画し、研修の内容が自園の教育理念に沿った形で日々の保育に生かせるようにしている。 ② 教育内容の質の向上や改善のための取り組みを教職員と共におこなっている。 ③ 教職員の資質向上のために、公的な機関などが開催する研修会などに参加する機会を確保している。 ④ 個々の教職員が自分の課題を把握し、その課題が達成できるような指導体制がある。 ⑤ 自園のテーマや重点事項を決め、継続的に研究を行っている。	4

Ⅱ 地域の保育サポート・幼児教育センターとしての役割

	項 目	評価
1	【未就園児に対する支援】 ① 未就園児が親子で登園する日を設けたり、子育て相談を受けたりするなど地域の子育て支援のための取り組みを行っている。	4
2	【教育相談】 ① 在園児の保護者から子どもの育ちに関する相談を受け入れている。 ② 児童相談所や病院などの専門機関に相談や連携ができる体制が整っている。	4
3	【幼稚園型預かり保育】 ① 幼稚園型預かり保育の内容を検討している。 ② 幼稚園型預かり保育を担当する教師の体制を整えている。	4
4	【一般型預かり保育】 ① 一般型預かり保育の内容を検討している。 ② 一般型預かり保育を担当する教師の体制を整えている。	3.5

Ⅲ安全管理

	項 目	評価
1	<p>【外部侵入者・来訪者等に関する安全対策】</p> <p>① 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準第2条（設備運営基準の目的）をふまえ、こども園の施設・設備を安全で適切な状態にしている。</p> <p>② 防犯計画に基づき、ハード・ソフト面から適切な防犯体制を整えている。</p>	4.5
2	<p>【施設・設備・園児に対する安全対策】</p> <p>① 地震などの自然災害に対する防災対策が整っている。</p> <p>② 施設・設備・遊具などの状況を時々写真などで記録している。（万が一の震災等の際に現状を確認することができる。）</p> <p>③ 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準第15条（位置等）をふまえ、安全管理に努めている。</p> <p>④ 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準第7条（園舎に備えるべき設備）及び第15条（位置）をふまえ、衛生管理に努めている。</p> <p>⑤ 消防法第4条（資料提出命令、報告の徴収及び消防職員の立入健査）を知っている。</p> <p>⑥ 消防法5条（防火対象物に対する火災予防措置命令）を知っている。</p> <p>⑦ 消防法8条（防火管理者）により、防火管理者を定めて防火管理を行っている。</p> <p>⑧ 消防法17条（消防用設備等の設置、維持）により、消防用設備等を設置し維持している。</p> <p>⑨ 認定こども園教育・保育要領第3章第3-2をふまえ、安全管理に努めている。</p>	4.4
3	<p>【衛生に関する安全管理】</p> <p>① 学校保健安全法第27条をふまえ、安全管理に努めている。</p> <p>② 学校保健安全法第6条（学校環境衛生）をふまえ、衛生管理に努めている。</p> <p>③ 学校保健安全法第5条（学校保健計画の策定）をふまえ、安全計画を立案している。</p> <p>④ 学校保健安全法第13条第1項（幼児の健康診断）により、園児の健康診断を実施している。</p> <p>⑤ 学校保健安全法第15条（職員の健康診断）により、教職員の健康診断を実施している。</p> <p>⑥ 学校保健安全法第19条（出席停止）をふまえ、伝染病発生に対応することができる。</p> <p>⑦ 学校保健安全法第20条（臨時休業）をふまえ、伝染病予防に対応することができる。</p> <p>⑧ 学校保健安全法第23条（学校医、学校歯科医及び、学校薬剤師）により、学校医、学校歯科医及び、学校薬剤師を置いている。</p> <p>⑨ 学校保健安全法第7条（保健室）により、保健室を設置している。</p> <p>⑩ 学校保健安全法第18条（保険所との連絡）により、保健所と連絡を取っている。</p> <p>⑪ 認定こども園教育・保育要領第3章第3-1をふまえ、衛生管理に努めている。</p>	4.6

IV人事管理

	項 目	評価
1	<p>【園の教育目標達成のための人事】</p> <p>① 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準第5条（職員の数等）をふまえ、教職員を配置している。</p> <p>② 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準第3条（設備運営基準の向上）をふまえ、園の水準の向上に努めている。</p> <p>③ 学校教育法42条、学校教育法施行規則第66～68条（幼稚園については、第39条により準用）をふまえて、保育教諭等の自己評価を行っている。</p>	5
2	<p>【教職員の募集・採用試験】</p> <p>① 募集・採用にあたっては、事前に条件を提示している。</p>	5
3	<p>【教職員の雇用条件】</p> <p>① 労働基準法第2条（労働条件の決定）に基づき、労働条件を整えている。</p> <p>② 労働基準法第15条（労働条件の明示）に基づき、労働条件を明示している。</p> <p>③ 労働基準法第19条（解雇制限）があることを知っている。</p> <p>④ 労働基準法第20条（解雇の予告）があることを知っている。</p> <p>⑤ 私立学校教職員共済法をふまえ、教職員の福利厚生に努めている。</p>	5
4	<p>【就業規則に基づく労務管理】</p> <p>① 労働基準法第32条（労働時間）により、労働時間の定め、残業手当の定め等があることを知っている。</p> <p>② 労働基準法第32条（労働時間）による労働協定とは何か知っている。</p> <p>③ 労働基準法89条（就業規則・作成及び届出の義務）に基づく就業規則を作成し、行政官庁にきちんと届けている。</p> <p>④ 労働基準法第109条（記録の保存）に基づき、労働者名簿を整え保存しなければならないことを知っている。</p>	5
5	<p>【教職員の健康管理】</p> <p>① 学校保健法第8条（職員の健康診断）に基づき、毎年、教職員の健康診断を実施している。</p>	5
6	<p>【園長・管理職と教職員のコミュニケーション】</p> <p>① 定期的に職員会議を行っている。</p>	5
7	<p>【教職員の資質向上への取り組み】</p> <p>① 宮崎市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準第19条をふまえ、教職員の資質向上に努めている。</p>	5

V 財政管理

	項 目	評価
1	【予算作成】 ① 学校法人会計基準1条(学校法人の基準)に基づき、会計処理を行うとともに財務計算書類等を作成している。	5
2	【予算管理】 ① 月次で予算管理を行っている。 ② 必要な時には補正予算を作成し、理事会の承認を得ている。 ③ 予算を超えるときには、その理由を分析し、次年度の予算作成に生かしている。	4.7
3	【決算】 ① 学校法人会計基準第1条(学校法人会計の基準)に基づき、会計処理を行うとともに税務計算書類等を作成している。 ② 決算は、公認会計士の監査を受け、適正であることの証明をつけて、監督官庁に届けている。	5
4	【情報の公開】 ① こども子育て支援法第58条をふまえ、教育活動その他の学校運営の状況について、積極的に情報を提供している。 ② 公開する情報の中で、個人情報とされるものについては保護されるようにしている。	4.5
5	【納付金算定】 ① 園児納付金の算定に関しては、算定根拠をしっかりと持ち外部に説明できるようにしている。	5
6	【物品購入】 ① 教材などの在庫は種類・量ともに適切に管理されている。	5